

国立研究開発法人農業生物資源研究所リスク管理基本方針

21農生研第20091027011号

平成21年10月27日

最終改正 26農生研第20150324014号

平成27年4月1日

第1 目的

この基本方針は、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）におけるリスク管理の基本的事項を定め、役職員等のリスク意識の向上とリスク情報の共有化を通してリスク対応能力の確実な向上を図ることを目的とする。

第2 研究所におけるリスクへの取組

1 研究所におけるリスクの定義

リスクとは、研究所の業務遂行の阻害要因をいい、次の事項とする。

- ・ コンプライアンスに関するもの
- ・ 研究活動に関するもの
- ・ 事業・財務報告に関するもの
- ・ 情報システムに関するもの
- ・ 事務手続きに関するもの
- ・ 環境に関するもの
- ・ 災害・事件等に関するもの
- ・ その他の業務遂行の阻害要因に関するもの

2 コンプライアンス・リスク管理委員会の設置

研究所にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスクに関する次に掲げる事項について、審議等し、必要な提言、勧告を行う。また、緊急事態発生時には精度の高い危機管理体制の構築を行い、各種委員会等とともにより迅速な対応と復旧を図ることとする。

- ① リスク管理に係る基本計画の策定
- ② リスクの評価（洗い出し、評価、発生可能性、影響度）
- ③ 発生しうるリスクの防止方策
- ④ 危機（重大性、緊急性等のあるリスクをいう。）の管理
- ⑤ その他委員会が必要と認めた事項

3 相談窓口の設置

職員等からのリスクに関する相談に応じ、その解決を図るため、相談窓口を設置する。

4 リスク管理の啓発・教育の実施

リスク対応能力の向上とリスク情報の共有化を行うため、研修、教育等を実施するとともに必要に応じて、リスク管理資料の配付等を行う。

5 リスク管理の推進状況の点検

研究所におけるリスク管理方策の推進状況の点検を行う。

6 点検結果に基づく改善

リスク管理を推進する上で必要があるときは、リスク管理の推進状況の点検結果に基づいて必要な改善を行う。

第3 その他

この基本方針に定めるもののほか、研究所におけるリスク管理に関し必要な事項は、別に規程等で定める。

附 則

この基本方針は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 26農生研第20150324014号）

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。